

# 平塚市いじめ防止基本方針



素案

平成26年12月

平塚市

## 平塚市いじめ防止基本方針 【目次】

はじめに	1
第1章 基本的な考え方	2
1 いじめの定義	
2 いじめに対する基本認識	
3 いじめ対策の基本理念	
4 いじめ防止等に関する基本的な考え方	
(1) いじめの未然防止	
(2) いじめの早期発見	
(3) いじめの早期対応・早期解決	
(4) 家庭との連携	
(5) 地域との連携	
(6) 関係機関との連携	
第2章 いじめ防止等のために平塚市が実施する施策	4
1 財政上の措置等	
2 相談・通報体制の整備	
3 いじめの防止等のための調査研究の推進及び広報・啓発活動	
4 いじめの未然防止のための措置	
5 いじめの早期発見のための措置	
6 いじめの早期対応・早期解決のための措置	
7 家庭、地域及び関係機関との連携	
8 学校運営改善の支援	
9 「(仮称)平塚市いじめ防止対策連絡協議会」の設置	
10 「(仮称)平塚市いじめ対策調査委員会」の設置	
11 「(仮称)平塚市いじめ問題再調査会」の設置	
12 市基本方針の内容の点検と見直し	
第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策	6
1 学校いじめ防止基本方針の策定	
2 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて	
(1) いじめの未然防止のための措置	
(2) いじめの早期発見のための措置	
(3) いじめの早期対応・早期解決のための措置	
(4) 家庭、地域及び関係機関との連携	
(5) 「(仮称)いじめの防止等のための組織」の設置	

第4章	重大事態への対処	8
1	いじめの重大事態	
2	学校及び市教育委員会の対処	
	(1) 重大事態発生の報告	
	(2) 調査の趣旨と組織	
	(3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供	
	(4) 調査結果の報告	
3	調査報告を受けた市長による措置	
	(1) 再調査の実施及び報告	
	(2) 再調査の結果を踏まえた措置	
第5章	いじめ防止等を推進する体制	10
1	学校におけるいじめ防止等のための組織	
	(1) 設置	
	(2) 構成員	
	(3) 役割	
2	(仮称)平塚市いじめ防止対策連絡協議会	
	(1) 設置	
	(2) 構成員	
	(3) 役割	
3	(仮称)平塚市いじめ対策調査委員会	
	(1) 設置	
	(2) 構成員	
	(3) 役割	
4	(仮称)平塚市いじめ問題再調査会	
	(1) 設置	
	(2) 構成員	
	(3) 役割	

## 【はじめに】

平塚市では、これまで、いじめ問題に対して、市民や関係機関等と協力しながら、未然防止、早期発見、早期解決に向けて、様々な取組を推進してきました。

しかし、今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化しており、さらなる施策推進、市民と学校との協力が必要になっています。

平成 25 年 9 月にいじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）が施行され、国と学校に対して、いじめ防止基本方針の策定が義務付けられるとともに、法第 12 条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

これを受けて平塚市では、児童生徒をめぐる様々な状況を踏まえ、いじめ対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、この「平塚市いじめ防止基本方針」（以下「市基本方針」という。）を策定することとしました。

この市基本方針の対象となる学校は、平塚市立小学校 28 校、同中学校 15 校であり、各学校は、国のいじめ防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）、神奈川県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）、市基本方針を参考として、学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定といじめ防止等を推進する体制づくりに取り組むこととなります。

## 第1章 基本的な考え方

### 1 いじめの定義

いじめは、法第2条で定めたとおり、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要で、さらに、当該児童生徒が「心身の苦痛を感じているもの」に限らず、客観的に判断することが大切です。

### 2 いじめに対する基本認識

いじめは、全ての児童生徒に関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、児童生徒も大人も次のいじめに対する基本認識を持って問題に向き合うことが必要です。

- ・いじめは、いじめを受けた児童生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損なう人間として絶対に許されない行為です。
- ・いじめは、学校や家庭、地域における生活環境や対人関係等様々な背景から、様々な場面で起こり得るものです。
- ・いじめは、どの児童生徒にも、どの学校でも、起こり得るものです。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害と加害を経験することがあります。
- ・いじめは、「被害者」や「加害者」だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の児童生徒も含めた所属集団の構造上の問題でもあります。
- ・いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくいものです。
- ・いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取扱われるものもあります。

### 3 いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人たち全員の課題であるという認識が必要であることから、基本的な理念として次の5つを掲げます。

- ・いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人たちから児童生徒に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組めます。
- ・いじめは、人間として決して許されない行為であり、全ての児童生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他児童生徒に関わる全ての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組めます。
- ・いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうるものであり、児童生

徒の周りにいる大人たちが、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体、市、県及び国が連携していじめ防止等に取り組みます。

- ・いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得るものであり、全ての児童生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、全ての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- ・いじめは、児童生徒が所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていきます。

#### 4 いじめ防止等に関する基本的な考え方

##### (1) いじめの未然防止

いじめの未然防止については、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促すため、次のことに取り組みます。

- ・自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を育成します。
- ・いじめの背景にある要因に対して改善を図り、適切に対処できる力を育成します。
- ・全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努めます。

##### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、児童生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように次のことに取り組みます。

- ・定期的なアンケート調査、教育相談の実施、電話相談窓口の周知等によって、児童生徒が困った時に相談しやすい仕組み、環境及び雰囲気をつくります。
- ・市民全体に対していじめ防止の啓発を行うとともに 地域、家庭と連携して児童生徒を見守ります。

##### (3) いじめの早期対応・早期解決

いじめがあることが確認された場合、次の点を踏まえて対応します。

- ・学校として組織的に対応するとともに特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、管理職を中心とした組織としてきめ細かい対応に取り組みます。
- ・いじめを受けた児童生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保します。
- ・暴力を伴ったり、インターネットを通じて行われるいじめについては、被害の拡散を防ぐため、特に、迅速な対応に取り組みます。

- ・いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

#### (4) 家庭との連携

各家庭とは、日頃から連絡が取りやすい関係を築いておくことが必要ですが、特に次の点を考慮します。

- ・いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童生徒のケアとともに、いじめを受けた児童生徒の保護者を支援し、家庭との連携の下に対応します。
- ・いじめを行った児童生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行います。

#### (5) 地域との連携

次の観点から、学校が中学校区サポート委員会等の地域の組織と連携して、児童生徒を見守り、健やかな成長を促す体制を構築します。

- ・いじめは、学校内の人間関係だけで起こるものでないため、地域からの情報提供等も必要です。
- ・児童生徒が日頃から地域の大人たちと接することで、自分の存在が認められると感じることが大切です。

#### (6) 関係機関との連携

学校及び市教育委員会は関係機関と連携して対応する場合、次のことが考慮されます。

- ・平塚警察署、少年相談・保護センター、平塚警察署少年補導員連絡会、平塚児童相談所、庁内の関係機関等とは日頃から担当者との情報交換や連絡会議の開催など情報を共有する体制を構築します。
- ・いじめの事案が確認された場合、状況に応じて、上記機関等に相談するとともに、いじめられた児童生徒及びいじめた児童生徒が立ち直っていくために、医療や福祉などの専門機関等の協力を考慮します。

## 第2章 いじめ防止等のために平塚市が実施する施策

平塚市では、「国の基本方針」及び「県基本方針」を参酌し、市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組を踏まえ、「市基本方針」を策定しました。今後、この「市基本方針」に基づき、以下の取組を進めます。

### 1 財政上の措置等（法第10条関係）

いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の必要な措置を講ずるよう努めます。

## 2 相談・通報体制の整備（法第 16 条第 2 項関係）

児童生徒、保護者、地域住民、教職員等からのいじめに関する相談・通報を受け付ける体制の整備を図るとともにいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めます。

## 3 いじめの防止等のための調査研究の推進及び広報・啓発活動（法第 20 条、第 21 条関係）

- (1) いじめの未然防止のための実践事例や、いじめ事案への具体的な対処事例の集積と分析を進め、学校現場にフィードバックすることで、各学校での取組を支援します。
- (2) いじめ問題は、大人たち全員の課題という意識を、家庭や地域など児童生徒に係わる全ての大人たちが共有できるようあらゆる機会を通じて広報していくとともにいじめをしない、させない、ゆるさない社会をめざし、啓発活動等を行います。
- (3) 教職員に対して、いじめの防止等の対策に関して、人権・道徳教育・児童生徒指導等に関する各種研修会を通じて、教職員の意識や資質の向上を図ります。

## 4 いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 16 条、第 19 条第 1 項関係）

- (1) 社会性や豊かな人間性を育むため教育活動の充実が各学校で図られるよう、必要な情報提供等を行います。
- (2) 日頃の授業や特別活動、児童生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを支援します。
- (3) 地域や学校など様々な場面で、保護者、地域住民、関係機関等と連携して、心ふれあう教育の推進を図ります。
- (4) 各学校でのいじめの防止等に向けた児童生徒の自主的な活動を支援します。
- (5) インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童生徒や保護者に対して関係資料の配布等による啓発活動を推進します。

## 5 いじめの早期発見のための措置（法第 16 条関係）

- (1) 学校に在籍する児童生徒に対する定期的な調査状況を把握するとともに、いじめの早期発見に資するために、「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」やいじめ問題に係る点検・調査等を活用します。
- (2) 当該学校の児童生徒や保護者並びに教職員がいじめに係る相談を行うことができる相談体制の整備を推進します。

## 6 いじめの早期対応・早期解決のための措置（法第 23 条関係）

- (1) 法第 23 条第 2 項の規定により、学校からいじめの報告を受けたときは、必要に応じて学校に対し支援を行い、必要な措置を講ずることを指示し、当該報告に係る事案について必要な調査を行います。
- (2) いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対処します。



- (3) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認める時は、「学校警察連携制度」の活用も含め、平塚警察署と連携して対処し、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な損害が生じるおそれがあるときは直ちに平塚警察署に通報し、適切に援助を求めます。
- (4) 市教育委員会は、学校からの要請、又は状況に応じて、指導主事や臨床心理士・スクールソーシャルワーカーなどを派遣して、事態の早期解決を図ります。

## 7 家庭、地域及び関係機関との連携（法第 17 条関係）

- (1) 学校等を通じて、日頃から「いのちの尊さ」や「人権」について、家庭への啓発活動等を行うとともに P T A（各学校の P T A 組織や平塚市 P T A 連絡協議会等）、学校関係者が協議して連携した対策をすること等の有効性を伝えていきます。
- (2) より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、中学校区サポート委員会、地域教育力ネットワーク、学校評議員会など、学校と地域が組織的に連携・協議する体制を構築するための取組を推進します。
- (3) いじめ問題に悩む児童生徒や保護者等が相談できるよう教育相談体制を整備するとともに、非行問題や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、平塚警察署や平塚警察署少年補導員連絡会等と連携しながら対応します。

## 8 学校運営改善の支援

教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるよう、学校運営の改善を支援し、学校が抱える課題を共有して地域で解決する体制づくりを推進します。

## 9 「（仮称）平塚市いじめ防止対策連絡協議会」の設置（法第 14 条第 1 項関係）

いじめの防止等に関する関係機関の連携強化を図るため、「（仮称）平塚市いじめ防止対策連絡協議会」（以下「連絡協議会」という。）を設置します。

## 10 「（仮称）平塚市いじめ対策調査委員会」の設置（法第 14 条第 3 項、第 28 条第 1 項関係）

連絡協議会との円滑な連携の下に、いじめ防止対策及び重大事態等に対する調査研究、また、学校におけるいじめの重大事態の調査を行うために教育委員会の附属機関として、「（仮称）平塚市いじめ対策調査委員会」（以下「対策調査委員会」という。）を設置します。

## 11 「（仮称）平塚市いじめ問題再調査会」の設置（法 30 条第 2 項関係）

学校又は市教育委員会が行った調査結果について、市長が必要があると認めた場合に再調査を行うため、市長部局の附属機関として、「（仮称）平塚市いじめ問題再調査会」（以下「再調査会」という。）を設置します。

## 12 市基本方針の内容の点検と見直し

市基本方針の取組状況について毎年点検を行い、連絡協議会及び対策調査委員会での意見交換を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

### 第3章 いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

#### 1 学校いじめ防止基本方針の策定

法第13条では、全ての学校に対し、国の基本方針、県基本方針、市基本方針を参酌して、学校のいじめ防止基本方針（以下、「学校基本方針」という）を定めることを求めています。各学校は学校基本方針を策定するに当たり、保護者・地域の方の考えを反映させ、児童生徒の意見を取り入れるなど、児童生徒がいじめ防止等について主体的かつ積極的な参加が確保できるように努めます。

また、策定した基本方針については保護者や地域の方に公開し共通認識を図ること、連携していじめ防止等の取組を行います。

#### 2 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化に向けて

##### (1) いじめの未然防止のための措置（法第15条、第16条、第19条第1項関係）

ア 日頃の授業や行事等特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進します。

イ 児童生徒が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努めます。

ウ 集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等、道徳性を育む取組を推進します。

エ インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、児童生徒や保護者に対して、情報モラル教育等を推進します。

##### (2) いじめの早期発見のための措置（法第15条、第16条、第19条第1項関係）

ア 「いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題である」という認識を持ち、各学校において、日頃から児童生徒の日常の行動や生活の様子に気を配るとともに、児童生徒との信頼関係の構築等に努めます。

イ 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えます。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対しては関係機関と連携して、迅速に状況を把握し、早期発見に努めます。

##### (3) いじめの早期対応・早期解決のための措置（法第23条関係）

ア 当該学校の児童生徒がいじめを受けているとの通報を受けたとき、その他当該学校に在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、緊急会議を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果等について市教育委員会に報告します。

イ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合、関係する学校及び市教育委員会と情報を共有して対処します。

ウ いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを知らせてきた児童生徒を最後まで守り通し、平穏な学校

生活を再開できるよう、当該児童生徒及びその保護者に対して必要な支援を行います。

エ いじめを行った児童生徒に対しては、いじめは決して許されない行為であるという認識のもと、適切かつ毅然とした指導を行います。また、当該児童生徒のいじめの行為に至った背景を把握し、当該児童生徒及びその保護者に対して、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。

(4) 家庭、地域及び関係機関との連携（法第 17 条関係）

- ア 保護者と密に連絡を取り、学校や家庭での児童生徒の様子について情報を共有して、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- イ いじめ事案に対して保護者が通報するための学校での相談・通報窓口を周知するとともに、積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努めます。
- ウ いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。
- エ より多くの大人が児童生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校評議員会など、学校と地域が組織的に連携・協議する体制を構築するための取組を推進します。
- オ 非行や犯罪等につながるおそれのあるいじめについては、「学校警察連携制度」の活用も含め、平塚警察署、平塚警察署少年補導員連絡会、少年相談・保護センター等と連携しながら対応します。
- カ いじめを受けた児童生徒や、いじめを行った児童生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や中学校区サポート委員会等と連携を図ります。

(5) 「いじめの防止等のための組織」の設置（法第 22 条関係）

学校は、当該校の複数の教職員等によって構成される「いじめの防止等のための組織」を設置します。

## 第 4 章 重大事態への対処

### 1 いじめの重大事態

重大事態（法第 28 条の規定による重大事態をいう。）が起きた場合、学校及び市教育委員会は緊急に対応しなければなりません。法第 28 条第 1 項第 1 号の「児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある」場合については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して以下の考え方により判断します。

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

法第 28 条第 1 項第 2 号の「児童等が、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」場合については年間 30 日間を目安とするが、一定期間連続して欠席している場合は上記目安にかかわらず重大事態として対応します。

また、児童生徒やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、重大事態が発生したものと見なして、調査等に当たります。

## 2 学校及び市教育委員会の対処

### (1) 重大事態発生への報告

学校は、重大事態と思われる案件が発生した場合には直ちに市教育委員会に報告します。報告を受けた市教育委員会は重大事態の発生を市長に報告します。なお、市教育委員会は、重大事態の発生を神奈川県教育委員会にも報告し、状況によって神奈川県教育委員会の支援を要請します。

### (2) 調査の趣旨と組織

学校又は市教育委員会は、重大事態と思われる案件について、いじめの事実関係を明確にし、対処に当たるため、調査を行います。

#### ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき、学校に常設する「いじめの防止等のための組織」が主体となって実施しますが、常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有する第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

#### イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が調査を行う場合、「対策調査委員会」を直ちに招集し、調査を実施します。

重大事態の調査は学校又は市教育委員会が行いますが、市教育委員会が次のいずれかに該当すると判断した場合、市教育委員会において調査を実施します。

[判断の考え方]

- ・学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと判断した場合
- ・学校の教育活動に支障が生じるおそれがあると判断した場合

### (3) いじめを受けた児童生徒及びその保護者への適切な情報提供

学校又は市教育委員会はいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切に情報提供を行います。情報提供を行うに当たっては、児童生徒や保護者への心のケア等の支援に努め、他の児童生徒のプライバシーに配慮して適切に行います。

### (4) 調査結果の報告

学校で発生したいじめの重大事態について、学校又は市教育委員会が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市長に報告します。

### 3 調査報告を受けた市長による措置

#### (1) 再調査の実施及び報告

学校で発生した重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

再調査を行うにあたっては、「再調査会」を招集し、当該調査の公平性・中立性を保つよう努めます。再調査の結果について、市長は市議会に報告し、必要な措置を講じます。

#### (2) 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び市教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために指導主事や専門家の派遣等、当該学校に対して重点的な支援を行います。

## 第 5 章 いじめ防止等を推進する体制

### 1 学校におけるいじめ防止等のための組織（法第 22 条関係）

#### (1) 設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。この組織は、児童生徒指導の根幹に位置付く組織であり、設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用することも可能です。その場合、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加するなど、各学校において配慮することとします。

#### (2) 構成員

この組織の構成員は、法第 22 条の規定に基づき、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者で構成することを基本とします。

学校では、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭等を中心として構成し、対応する事案の内容に応じて第三者等も構成員に追加するなど、柔軟な組織運営を図ることとします。

#### (3) 役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見に向けた取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童生徒、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめに関する通報及び相談への対応

- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

## 2 (仮称) 平塚市いじめ防止対策連絡協議会 (法第 14 条第 1 項関係)

### (1) 設置

いじめの防止等に向けて平塚市は、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「連絡協議会」を設置します。

### (2) 構成員

連絡協議会は、学校、市教育委員会、平塚児童相談所、横浜地方法務局西湘二宮支局、平塚警察署、平塚警察署少年補導員連絡会、平塚市 P T A 連絡協議会等で構成します。

### (3) 役割

連絡協議会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、以下の事項について、情報共有、協議等を定期的に行います。

- ・ 市基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市基本方針に基づく取組の検証と市基本方針の見直し 等

## 3 (仮称) 平塚市いじめ対策調査委員会 (法第 14 条第 3 項、第 28 条第 1 項関係)

### (1) 設置

法第 14 条第 3 項の規定により、いじめ防止対策及び重大事態等に対する実効性を高める調査研究を行い、また、法第 28 条第 1 項により学校で発生したいじめの重大事態の調査を行うため、市教育委員会の附属機関として「対策調査委員会」を設置します。

### (2) 構成員

対策調査委員会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者等で構成します。

### (3) 役割

- ・ 市基本方針に基づくいじめ防止対策及び重大事態等に対する実効性を高める調査研究を定期的に行います。
- ・ 重大事態が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行います。

#### 4 (仮称)平塚市いじめ問題再調査会(法第30条第2項関係)

##### (1) 設置

法第30条第2項及び第31条第2項の規定により、学校におけるいじめの重大事態の発生時に学校又は対策調査委員会が行った調査結果について、市長が必要があると認めた場合に再調査を行うため、市長部局に「再調査会」を設置します。

##### (2) 構成員

再調査会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

##### (3) 役割

再調査会は、学校におけるいじめの重大事態の発生時に学校又は対策調査委員会が行った調査結果についての再調査を行います。